

# 訓子府町空き家バンク 登録手順

- 個人所有の一戸建て住宅が対象です。
- 登録の期間は5年間（更新できます。）です。

## ◆提供したい(売りたい、貸したい)◆

訓子府町内に空き家をお持ちで、物件を売りたい、貸したいとお考えの人は、空き家等の物件登録が必要です。次の手順に従ってお申し込みください。

### 1 登録

#### (1) 空き家バンク物件登録申し込み

訓子府町空き家バンク登録申込書（様式第1号）に必要事項をご記入の上、添付書類とともに窓口（企画財政課）へ直接お持ちいただくか下記あてに郵送、またはメールをお送りください。

#### (2) 現地調査

登録申込書により、町の担当者、調査委託業者、所有者等で詳細な現地調査を行います。（周辺の状況の聞き取り、配置図、間取り図、写真等）。

#### (3) 空き家台帳への登録

(1)の登録申込書及び(2)の現地調査の内容を審査し、登録が適当であると認めたときは、登録決定通知書（様式3号）をお送りします。なお、登録事項に変更があった場合は変更届（様式第4号）、抹消したい場合は抹消届（様式10号）が必要です。

### 2 空き家等の情報提供

(1) 企画財政課窓口で情報の公開や提供を行います。

### 3 紹介、交渉、契約

(1) 該当物件の利用希望者をご紹介します。

(2) 交渉、契約等は、当事者間で行っていただきます。

(3) 訓子府町では、空き家等の情報の紹介や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

4 その他 ご不明な点やご相談がありましたら、企画財政課へご連絡ください。

**問合わせ先 訓子府町役場 企画財政課企画係 電話：0157-47-2115**  
**FAX：0157-47-2600 メール：kikaku@town.kunneppu.hokkaido.jp**